

【 福 祉 】

地域包括ケアシステム体制強化支援事業
（介護予防・生活支援の取組強化支援）

（事業開始年度：令和２年度）

－ 厚生労働省老健局介護保険計画課 －

事業の目的・概要

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療や介護のサービス提供のみならず、多様な日常生活上の支援体制の充実を図っていく必要がある。市町村が地域の実情に応じて、効率的に支援体制の整備を推進できるように、介護予防や生活支援のサービス提供の担い手となる団体に対して支援を行う。

事業実施主体

市町村が推薦する介護予防や生活支援（地域の支え合い）の取組を行う団体（地縁団体、社会福祉法人、NPO、ボランティア団体等）。

対象事業等

介護予防や生活支援サービスの担い手の育成（先進市町村の取組調査や養成講座の開催）、サービスの創出等に係る取組。

補助率

補助率：補助対象経費の10／10以内

補助上限額：1団体あたり30万円以内

補助対象経費：報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料

県内事例

R2 一般社団法人福八：生きがいつくりの場の提供
小林市社会福祉協議会：有償ボランティアの養成講座
日向市社会福祉協議会：ICTを活用した移動支援等の実証実験

R3 きらくえんカフェ：地域交流の場の運営、セミナー開催

県主管課名	福祉保健部 長寿介護課 医療・介護連携推進室 (地域包括ケア推進担当)	電話番号	44-2605 内線8123
-------	---	------	-------------------

医療従事者確保のための救急医療利用適正化推進事業

(事業開始年度：令和3年度)

— 県 —

事業の目的・概要

医師不足の深刻化により救急医療体制の維持が危機的な状況に向かう中、いわゆる「コンビニ受診」等不要不急の受診の増加等が医療現場に与える影響は極めて大きい。これらは、疲弊した医師の退職等、医療提供体制の崩壊に直結する極めて深刻な問題であり、地域の救急医療体制を守るため、救急医療の適正受診について住民の意識変革、受診行動の改善を促進し、医師の負担軽減を図ることが急務となっている。

市町村（地域団体と連携して取り組んでいる市町村を含む）に対して支援を行うことにより、県民の意識改革、受診行動の改善のための啓発等の取組を推進する。

事業実施主体

市町村（地域団体へ間接補助をしている市町村を含む）

対象事業等

市町村	市町村が行う次の事業実施に要する経費 (1) 夜間急病センターや在宅当番医など救急医療施設の適正利用に係る県民への啓発 (2) 救急医療従事者へ県民が感謝を伝えるイベントなど救急医療従事者の確保に資する取組
NPO法人等の団体に対して補助をしている市町村	市町村がNPO法人等の団体に対し、本事業に要する経費について補助する場合における当該補助に要する経費

補助率

補助率 1/2（1市町村当たり500千円を上限とする）

県内事例

令和3年度実績
宮崎市、都城市、延岡市、日南市、日向市、小林市

県主管課名	福祉保健部 医療政策課 (医療体制担当)	電話番号	44-2796 内線：8254
-------	-------------------------	------	--------------------

【 福 祉 】

地域生活支援事業・地域生活支援促進事業

(事業開始年度：平成18年度)

(地域生活支援促進事業：平成29年度)

— 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 —

事業の目的・概要	障がい者及び障がい児が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。		
事業実施主体	市町村 ただし、事業の一部を地域の障がい者福祉団体等に委託することができる。		
対象事業等	1 地域生活支援事業 (1) 理解促進研修・啓発事業 (2) 自発的活動支援事業 (3) 相談支援事業 (4) 成年後見制度利用支援事業 (5) 成年後見制度法人後見支援事業 (6) 意思疎通支援事業 (7) 日常生活用具給付等事業 (8) 手話奉仕員養成研修事業 (9) 移動支援事業 (10) 地域活動支援センター機能強化事業 等 2 地域生活支援促進事業 (1) 発達障害児者地域生活支援モデル事業 (2) 障害者虐待防止対策支援事業 (3) 医療的ケア児等総合支援事業 (4) 成年後見制度普及啓発事業 (5) 発達障害児者及び家族等支援事業 (6) 地域生活支援事業の効果的な取組推進事業 (7) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 (8) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 等		
補助基準	知事が必要と認めた額		
補助率	国1／2以内、県1／4以内		
県内事例	各市町村		
県主管課名	福祉保健部 障がい福祉課 (社会参加推進・管理担当)	電話番号	32-4468 内線：8143

みんなで取り組む子育て環境づくり支援事業
 (旧 多様な主体が取り組む子育て環境づくり支援事業)

(事業開始年度：平成30年度)

— 県 —

事業の目的・概	社会全体で子育てを応援する気運づくりを推進するため、民間団体等による子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに資する取組を支援する。
事業実施主体	県内に事務所を有する子育て支援団体、児童館や地域子育て支援拠点等を運営する民間団体、大学等の研究機関等
対象事業等	次のメニューを中心とした事業案を公募 ① 子どもや子育て家庭を支援するための交流の場づくり ② 社会全体で子育てを支援する意識啓発のためのセミナー又はイベント等の開催 ③ 子どもや子育て家庭と多様な世代との交流の場づくり ④ 地域の団体と協働した子ども向けの伝統文化・行事等の体験の実施 ⑤ 子どもに多様な体験を与えるための芸術・文化・遊び等の実施 ⑥ 訪問支援など外出困難な家庭への支援 ⑦ 地域の子育て支援ボランティアの育成、活動参加の仕組みづくりの取組 ⑧ 子どもや子育て家庭への還元を目的とした実施主体における自主研究等の取組であって、他の子育て支援団体との連携を伴うもの
補助率等	○ 補助率 1/2以内 ○ 補助上限額 20万円以内

県 主 管 課 名	福祉保健部 こども政策局 こども政策課 (子育て支援担当)	電 話 番 号	2 6 - 7 0 5 6 内 線 : 8 0 1 6
-----------	----------------------------------	---------	--------------------------------

人と地域にめぐり逢う「ひなたのグループ婚活」促進事業

(事業開始年度：令和2年度)

— 県 —

<p>事業の目的・概要</p> <p>事業実施主体</p> <p>対象事業等</p>	<p>少子化及び人口減少対策としての結婚支援は喫緊の課題であるが、特に中山間地域では身近な出会いだけでは結婚相手が見つげづらい状況にある。また、出会い・結婚を希望する方の中には、「1対1」での出会いに対してハードルの高さを感じる方もいる現状がある。そこで、市町村や企業等と連携してグループ単位での出会いの場を提供するとともに、中山間地域と都市部など広域的な交流の機会を創出する。</p> <p>県</p> <p>1 結婚希望者のグループ登録・魅力PR支援 (1) 企業や市町村、地域の消防団等を訪問し、マッチングのためのシステムへのグループ登録を促進する。 (2) グループ登録を行う際に、グループやその地域の魅力発信などのアドバイスを行う。</p> <p>2 グループ間交流会の開催 (1) グループ交流は年間15回程度実施し、中山間地域のグループを対象とした交流会も実施する。 (2) 中山間地域のグループとの交流では、希望に応じて地域の名所巡りなど、地域の魅力PRに繋げる。 (3) すべての参加者が主体的に参加でき、カップリング率を高める取組や参加者の婚活意欲向上に繋がる取組を行う。</p> <p>3 全体交流会の開催 複数のグループを一会場に集め、婚活意欲向上に繋がる講演会と、各グループの団体紹介等を行い、以降のグループ交流会開催を促進する。</p> <p>※ イベント等については、新型コロナウイルスの感染状況により、実施できない場合があります。</p>		
<p>県 主 管 課 名</p>	<p>福祉保健部 こども政策局 こども政策課 (子育て支援担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7056 内線：8016</p>